

## ■ 令和8年度の保育料および副食費免除（2・3号）について

保育料および副食費免除は児童の保護者(父母)（収入が父母いずれも98万に満たない場合は、その他の主たる生計維持者）の市町村民税の合計額と住宅借入金等の特別控除額等及び、児童の年齢により決定します。

なお、4月から8月分は**令和7年度**の市町村民税（**令和6年**1月から12月の所得）、9月分以降は**令和8年度**の市町村民税（**令和7年**1月から12月の所得）で決定します。

（ただし、父又は母の収入が月8万円を超える場合は、父母で保育料を算定する場合もございますのでご連絡ください。）

**市町村民税が未申告の場合は、最高額（第16階層）で認定される場合がありますので、必ず申告を行ってください。**

### ◎副食費免除基準

3歳児クラス以上で下記のいずれかに該当する場合、副食費の徴収が免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども（下表の階層区分第4階層以下（ひとり親世帯等は第6階層以下））
- ・第3子以降の子ども ※第3子以降の子どもの算定基準は、下記「保育料基準額表の見方」参照

### ◎保育料基準額表の見方

- 児童の年齢は「3歳児未満」「3歳児」「4歳以上児」の3つに区分されます。詳しくは、下記の備考欄を参照願います。
- 以下の場合を除き、保育所、幼稚園又は認定こども園等を利用している児童で、年齢が上の児童から1人目と数えます。
  - ・第1階層から第4階層までについては、生計を一にする最年長の子どもから1人目と数えます。
  - ・『第5階層のうち、ひとり親世帯等』及び『第6階層のうち、ひとり親世帯等』については、生計を一にする最年長の子どもから1人目と数えます。

## 令和8年度河内長野市保育料（2・3号）基準額表

…副食費免除対象者

上段：保育標準時間

下段：保育短時間（単位：円/月）

市階層区分	定義	3歳児未満			3歳児			4歳以上児		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税均等割のみ課税	9,300	4,650	0	0	0	0	0	0	0
		9,200	4,600	0	0	0	0	0	0	0
	第2階層のうち、ひとり親世帯等	4,650	0	0	0	0	0	0	0	0
		4,600	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額	10,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0
	48,600円未満	9,900	4,950	0	0	0	0	0	0	0
	第3階層のうち、ひとり親世帯等	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		4,950	0	0	0	0	0	0	0	0
第4階層	市町村民税所得割課税額	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0
	57,700円未満	13,800	6,900	0	0	0	0	0	0	0
	第4階層のうち、ひとり親世帯等	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		6,900	0	0	0	0	0	0	0	0
第5階層	市町村民税所得割課税額	16,000	8,000	0	0	0	0	0	0	0
	62,000円未満	15,800	7,900	0	0	0	0	0	0	0
	第5階層のうち、ひとり親世帯等	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		7,900	0	0	0	0	0	0	0	0
第6階層	市町村民税所得割課税額	21,000	10,500	0	0	0	0	0	0	0
	77,101円未満	20,700	10,350	0	0	0	0	0	0	0
	第6階層のうち、ひとり親世帯等	9,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		8,900	0	0	0	0	0	0	0	0
第7階層	市町村民税所得割課税額	24,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
	87,000円未満	23,600	11,800	0	0	0	0	0	0	0
第8階層	市町村民税所得割課税額	26,000	13,000	0	0	0	0	0	0	0
	98,000円未満	25,600	12,800	0	0	0	0	0	0	0
第9階層	市町村民税所得割課税額	33,000	16,500	0	0	0	0	0	0	0
	107,000円未満	32,500	16,250	0	0	0	0	0	0	0
第10階層	市町村民税所得割課税額	36,000	18,000	0	0	0	0	0	0	0
	120,000円未満	35,400	17,700	0	0	0	0	0	0	0
第11階層	所得割課税額	39,000	19,500	0	0	0	0	0	0	0
	141,000円未満	38,400	19,200	0	0	0	0	0	0	0
第12階層	市町村民税所得割課税額	43,000	21,500	0	0	0	0	0	0	0
	169,000円未満	42,300	21,150	0	0	0	0	0	0	0
第13階層	市町村民税所得割課税額	46,000	23,000	0	0	0	0	0	0	0
	178,000円未満	45,300	22,650	0	0	0	0	0	0	0
第14階層	市町村民税所得割課税額	52,000	26,000	0	0	0	0	0	0	0
	200,000円未満	51,200	25,600	0	0	0	0	0	0	0
第15階層	市町村民税所得割課税額	54,000	27,000	0	0	0	0	0	0	0
	301,000円未満	53,100	26,550	0	0	0	0	0	0	0
第16階層	市町村民税所得割課税額	55,000	27,500	0	0	0	0	0	0	0
	301,000円以上	54,100	27,050	0	0	0	0	0	0	0

- （備考）
- ・この表の3歳児未満・3歳児・4歳以上児とは、**令和8年**3月31日の年齢によるものとする。
  - ・保育所の保育料を滞納された場合は、督促や催告を行い、なお納付がない場合は、法律に基づき差押す場合があります。
  - ・市民税の修正申告及び確定申告された場合、翌月から保育料が変更となる場合があります。所得割額を基準額表に当てはめ、階層が変わる場合は、ご連絡ください。
  - ・『ひとり親世帯等』とは、次に掲げる世帯のうち、保護者の申請に基づき認定された世帯をいいます。下記世帯に該当する場合は、申請の翌月から保育料が変更となる場合がありますので、ご連絡ください。
    - ①ひとり親世帯
      - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に規定する者で現に児童を扶養しているものの世帯
    - ②在宅障害児（者）のいる世帯（保護者、施設利用児童、施設利用児童の兄弟・姉妹が下記に該当する世帯）
      - I 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
      - II 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
      - III 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
      - IV 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する障害児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者